

譲渡用犬の訓練指導及び補助業務委託（単価契約） 仕様書

1 目的

岡山市内で狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律又は岡山市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、岡山市が収容し、又は引き取った犬のうち、新たな飼い主の譲渡を行うためには人との社会性獲得が必要であると市が判断した犬（以下「譲渡用犬」という。）に対して訓練を行い、飼養しやすい状態にすることにより、譲渡を促進する。

この訓練をボランティアが行うにあたり、ボランティアへの訓練方法の指導、ボランティアとの連絡調整等に関する業務を委託する。

2 業務の範囲

（１）譲渡用犬に対する人との社会性獲得のための具体的な訓練は以下のとおりとし、ボランティアの技量に応じて訓練内容を選択し、指導を行う。

ア 社交性、人に対する許容性を高めるための訓練

イ 首輪、リード及びハーネスを装着した状態で散歩するための訓練

ウ 日常生活に必要な服従訓練（スワレ、マテ、フセ、コイ等）

エ 社会生活馴化のためのグルーミングによる日常健康管理訓練

（ア）全身のシャンプー（シャンプー後の乾燥を含む）

（イ）爪切り

（ウ）耳掃除

（エ）全身のブラッシング

（２）（１）の訓練を行うボランティアの補助

（３）ボランティア希望者への訓練参加方法の説明

（４）定期的に開催する訓練教室の開催に係るボランティアまたは岡山市担当者との連絡調整

（５）日常の訓練に係るボランティアとの連絡調整

（６）岡山市が企画するふれあい教室（譲渡会）参加者への譲渡用犬についての説明

（７）譲受者への譲渡用犬に応じた飼養に関する助言指導の内容は以下のとおりとする。

ア 譲渡時の譲渡用犬の飼養に関する注意点、訓練状況の説明及び譲渡後の訓練方法に関する助言指導

イ 譲渡後の譲受者からの飼養方法、訓練方法に関する相談受付

3 譲渡用犬の訓練実施場所

岡山市が譲渡用犬を収容している市内施設（岡山市保健福祉会館地下１階保健所犬舎及び飼養・保管業務委託施設）

4 履行期間

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

5 予定実施回数及び時間

- | | |
|----------------------------|----------------|
| （１）２の（１）のア、イ、ウの訓練指導 | 84回以内（約2時間／回） |
| （２）２の（１）のア、イ、ウの訓練補助 | 636回以内（約2時間／回） |
| （３）２の（１）のエのグルーミングによる健康管理訓練 | 100回以内 |
| （４）２の（３）の訓練参加方法の説明 | 120回以内（約2時間／回） |

- | | |
|---|------------------|
| (5) 2の(4)の定期訓練に係る連絡調整または2の(5)の日常訓練に係る連絡調整 | 750時間以内 |
| (6) 2の(6)のふれあい教室(譲渡会)参加者への説明 | 160回以内(約3時間/回) |
| (7) 2の(7)のアの譲渡時の助言指導 | 130回以内(約1.5時間/回) |
| (8) 2の(7)のイの譲渡後の相談対応 | 120件以内(約1.5時間/回) |
| (9) 需用費 | 12月 |

6 受託者の条件

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する動物取扱業のうち訓練業及び保管業の登録を有していること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、化製場等に関する法律の規定により罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

7 業務の詳細及び実施方法

(1) 実施計画

受託者は、岡山市と協議、調整の上、実施計画を作成すること。

- (2) 2の(1)の譲渡用犬の社会性獲得のための訓練指導は以下のとおり実施すること。
 - ア 事業の実施は別紙1「訓練時の遵守事項について」をボランティアに遵守させること。
 - イ 実施計画に記載のない訓練関係イベントについても、岡山市からの実施要請があった場合には可能な限り対応すること。
- (3) 2の(3)のボランティア希望者への訓練参加方法の説明は別紙1「訓練時の遵守事項について」に基づいて行うこと。
- (4) 2の(4)の定期訓練及び2の(5)の日常訓練に係る連絡調整は岡山市担当者と調整の上、ボランティアに電話、メール及びSNS等を用いて行うとともに、参加希望者を把握すること。また、日常訓練は出来るだけ途絶えることがないように調整を行うこと。
- (5) 2の(6)のふれあい教室(譲渡会)参加者への説明では参加者の住居、家族構成等を確認し岡山市が定める譲渡条件への適否及び譲渡用犬を適切に飼養することができるかを確認すること。また、個々の譲渡用犬の性格等の特徴や病歴等を出来るだけ詳細に伝達すること。
- (6) 2の(6)のふれあい教室(譲渡会)参加者が譲渡を希望した際にはその旨を岡山市担当者に報告すること。加えて、2の(5)の確認事項を含む譲渡希望者の情報を報告すること。
- (7) 2の(7)のアの譲渡時の助言指導は当該譲渡犬の基本的な飼養方法や譲渡後も継続して行うことが望ましい訓練等を譲受者に伝達すること。
- (8) 2の(7)のイの譲渡後の相談対応は譲受者からの連絡をもって、対応することを基本とする。相談内容に応じて、訓練士、岡山市担当者と連携を図ること。また、譲渡時の状況等の情報を鑑みて、必要に応じて受託者から確認を行うことも可能とする。

8 必要物品

- ア 訓練に用いるリード(チェーンリード含む)、首輪、ハーネス、犬用シャンプー(薬用を含む)、通信機器・通信料及びボランティア用飲料は受託者が負担するものとする。
- イ ロ輪、防護手袋、爪切り、ブラッシング用ブラシは岡山市が負担するものとする。

9 本業務の基本的事項

(1) 法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律

及び岡山市動物の愛護及び管理に関する条例等の関係する法令を遵守しなければならない。

(2) 経費の負担

8イに定める物品を除く、業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費は、あらかじめ岡山市が定めた場合を除き、全て受託者の負担とする。

(3) 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(4) 協議

ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議のうえ、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。

イ 岡山市において必要と認めたときは、業務の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。

(5) 作業の経過報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め業務を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

(6) 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責めに帰する場合を除きすべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

(7) その他

ア 受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、書面により岡山市に提出し、確認を行うことができることとする。

イ 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに岡山市に報告すること。

ウ 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度岡山市と協議し、その指示に従うこと。

エ 岡山市が企画するイベントに参加するとともに積極的に広報を行うこと。

オ 岡山市と関係のある動物愛護団体と連携をとるよう努めること。

カ 岡山市が開催する動物愛護事業に積極的に参加することが可能であること。